

我が近代漆工史序説

灰 野 昭 郎

―序―

「我が近代漆工史序説」と題して、近代漆芸史の基礎資料集を制作した。これは「我が」と題したとうり、あくまでも筆者のためのものである。しかし、これらの資料を選択したのは筆者であり、筆者の考えが反映されていることは当然である。

三十年余、筆者は博物館で美術工芸を研究対象としてきた。そして博物館という場所柄その対象は美術工芸品、特に漆工芸品、それ自体を研究し続けてきたように思う。

さて、奈良大学という教育・研究の場所に移り、その研究は博物館とはかなり異り、漆工芸品そのものよりも、その文献が研究の主流になりつつあるように実感する。

そして、日本の漆工芸史を今みるに、近世から近代への移行は、我が漆工史にとって、大変革をきたしたものと筆者は考えている。

それは近世に見るスポンサー（大名、富豪等）の喪失がその第一の原因である。

一本立を余儀なくさせられた漆工芸は勢い海外へ輸出という道をたどり、明治新政府は外貨獲得の好材料にしたのである。そこには近世（桃山・江戸時代）の漆工芸のヨーロッパとの密接な関係が基盤になっていると推察される。

明治初年の欧米各地の万国博覧会への参加はそれを極端に表わしている。

しかし、初期の華々しい極東の珍らしい工芸品も、その後、徐々に輸出は下向線をたどりはじめる。さらに輸出業者の商品のダンピングと粗悪品の制作は、それに拍車をかける結果となっていく。

そして、その輸出方針は反省と前進、安心と後退、この繰返しであった。そして確実に後退していったのである。

日清・日露・日中・太平洋大戦もこの輸出漆器には大きな影をおとしている。

現在、日本の漆芸界は瀕死の状態であると書いても過言ではない。そのような今、筆者はあえて、本稿を書くのである。

本稿最後に筆者がなぜ、これらの資料を選択したか若干の説明を加えている。

目次

- (一) 「金蒔繪」『ヤング・ジャパン』 明治十三年
- (二) ウィーン萬國博覽會「國産精品買聚」澳國博覽會ニ輸送セラレントスル條示 明治五年正月
- (三) 「英國アレキサンドルバルク會社へ建物賣渡及ヒ工商會社ヨリ御國品差送方ノ顛末書」 明治六年十月
- (四) 「起立工商會社の明治八年仕入予定品」 明治七年
- (五) 「澳國博覽會殘務取扱」 明治八年十二月
- (六) 「第一回内國勸業博覽會 内務卿奏上祝文」 明治十年八月
- (七) 村山徳淳・黒川真頼『工藝志料』序 明治十年十二月
- (八) 「内務省伺、佛國二一八號船積荷沈没品見積代價」 明治十五年八月
- (九) 「國華」『國華』壹號 明治二十二年
- (十) 黒川真頼「蒔繪説」『國華』七號 明治二十三年四月

- (十一) 黒川真頼「蒔繪説」『國華』八號 明治二十三年五月
- (十二) 「日本漆工會規則」 明治二十三年十一月
- (十三) 黒川真頼『工藝鏡』序 明治二十七年十二月十三日
- (十四) 光亨・清水合述『漆器界』「發刊趣旨」 明治四十二年八月三十日、「漆器輸出の趨勢」(三号)
- (十五) 高木如水『古今漆工通覽』緒言 明治四十四年十二月
- (十六) 正木直彦『日本工藝名鑑』序 昭和四年二月
- (十七) 『同』「工藝美術家人名録」より漆工のみ抜粹
- (十八) 「漆と工藝後援者芳名」『漆と工藝』第三百六十八號 昭和六年十二月廿二日
- (十九) 和田節治「蒔繪應用品に関する私見」『漆と工藝』第三百七十二號 昭和七年四月
- (二十) 吉野富雄『漆と工藝』第三百七十六號 昭和七年八月廿八日
- (二十一) 澤口悟一『日本漆工の研究』自序 丸善株式會社 昭和八年五月五日
- (二十二) 吉野富雄述「時代蒔繪髹漆集成解説」第壹輯回編輯後記 彩華社關字一郎謹白 昭和九年三月三日
- (二十三) 「彙報」『漆と工藝』第三百九十四號 昭和九年二月
- (二十四) 吉野富雄「國立漆器研究所設置の急務」『漆と工藝』第四百二十五號 昭和十年九月廿五日

(二十五) 磯部喜一著『日本漆器工業論』有斐閣 昭和二十一年八月二十五日

(二十六) 明治期輸出漆器の推移

(二十七) 日露戦後直前より第一次世界大戦直後までの漆器輸出

(二十八) 関東大震災直前より第二次世界大戦までの漆器輸出

(二十九) 漆の流通量の変化

(一)

金時繪 二十年位前には、江戸の職人の間で一番誇りとした仕事は、金時繪師の仕事であった。大名の娘が結婚する時には、黒かほかのう・るし地の上に、黄金で家紋をほどこした駕籠と、たくさんの化粧道具や箱を娘に持たせてやるのが習慣だった。嫁入支度のうちで、漆器は極めて重要と思われていたため、金時繪師は自宅で仕事をする事を許されないで邸に出向いて仕事をしなければならなかった。その代金は、どんなに法外であっても拒んではならないというきまりだった。職人達は、それなりに立派な人間で、邸へ行く時には、いつも絹物を着ていた。というのは、木綿物は、美しい漆器をそこなう、と考えられていたからだ。彼らの家を見ると、普通二棟か、三棟の防火倉のある立派な家で、数人の徒弟が、仕事を学ぶために住みこんでいた。金時繪師の収入は莫大なものだったから、徒弟でさえ、豪商の養子にな

ることを嫌うほど、尊敬を受ける職業だった。

ところが維新以来、もはやこういった高価な品の注文はなくなり、この職業はすっかり衰退してしまった。この衰退はいちじるしいもので、事実、数年前には、この仕事で収入の多い生活をもくろんでいた者が、今では人力車をひいているほどだ。もとは、腕のいい職人は一日に三百もの紋章を金で塗ることが出来た。そのうえ、このうるしの仕事はいつも注文があったので怠けてはいられなかった。今でも日本には二、三人の金時繪師がいるが、顧客はほとんどない。普通の漆工ならたくさんいるが、金時繪師とは全然違う部類である。金時繪師には職業上、特別な決まりがあって、弟子入りするのは、極めて難しかった。最高の技量を示す品は、現在ヨーロッパにあり、高値を呼んでいるはずだ。なぜなら日本での元値が、ここに述べた理由から、非常に高いうえに、日に日に少なくなってゆくために、価値を高めているからだ。

(John Reddie Black 『Young Japan』(Trubner & Co; London, 1880) 明治十三年 『東洋文庫』平凡社(ねずまさし、小池晴子訳)

(一)

澳地利國ニ於テ來西年博覽會有之ニ附テハ各地方人民物産并其説ヲ著シ差出シ候儀ハ布告書ニ見合可為勝手候ヘトモ官ニ於テモ御國産何

品ニ限ラス御取集メ検査ノ上相應ノ物品御差出相成候條各地方土産ノ品々製造品ハ早々其職業ノモノヘ申附精良ニ仕立サセ都テ御買上ニ取計右製造ノ方法并諸説トモ可成丈取調出来次第東京博覽會事務局ヘ可差出事 但此期限六月晦日迄トス精良ノ品并旬季ニ拘リ候品ハ此限ニアラス

茶紙蠟烟草砂糖ノ類土産ニ候ハ、上中下各種ノ品製造為致尤直段并地名製造人名トモ相記シ其苗木并製方ニ用ユル物ノ見本製造道具ノ雛形トモ相添差出可申事 但其製法ノ説取調方ハ布告書ヲ參考シ製法ノ説ナキモノハ其品ノミ差出モ妨ナシ

生糸蚕卵紙真綿蛹等ハ上中下各種ノ品余ハ前條同断ノ事 但前同断陶器漆器金物竹細工木細工皮細工牙細工藤細工漆細工糸細工物等ノ類ハ形ノ変リシ丈同品式種ツ、差出シ余ハ前條同断ノ事 但前同断

礦産ノ諸類金銀銅鉄錫鉛水銀石炭土炭壘石硯石砥石水晶瑪瑙磁石蠟石化石硝石明礬綠礬硫黃等ノ類及珠貝等ノ類元質ノ俣ニテ差出候分ハ方ヨリ四五塊位製造ノ上差出候分ハ前條ニ見合差出スヘシ 但前同断禽獸虫魚ノ類生タハモノ乾シタルモノ物ニ潰タルモノ及其皮革羽毛製造セシモノ製造セサルモノトモ見計差出スヘシ木綿麻葛ノ類ハ其苗木及木ヨリ取タル俣ノモノ糸ニ製セシ処布ニ織成セシ迄差出スヘシ其分量ハ前條ニ見合スヘシ(略)

諸織物類即錦紗縮緬縹子綉子綉子羽二重紵糸織琥珀博多天鷲絨等ノ類同品二種宛前茶ニ見合差出スヘシ 但前同断

諸葉種類繪ノ具類製造セシモノ製造セルモノトモ各種見計一種ニ附品ニヨリ十匁位ヨリ二三斤迄差出ヘシ

(略)

右ノ外何品ニ限ラス其土産ノ天產人造品トモ布告書ニ見合前條ノ通相心得期限通差出可成丈御國產海外ニ著レ製價ヲ弘メ候様注意致スヘク尚不審ノ廉モ候ハ、博覽會事務局ヘ可承台事

何製造何學科タリトモ秀拔ニテ著述等モ有之候者ハ其名前可申立御呼寄ノ御用品モ可有之事

右ノ通相心得夫々取計可被申事

壬申正月廿三日

大隈參議

寺島外務大輔

井上大藏大輔

三府知參事

開拓、次官 御中

各縣令參事

(ウイーン萬國博覽會「國產精品買聚シ澳國博覽會ニ輸送セラレントスル條示」明治五年正月廿三日)

(三)

澳國博覽會區内へ築造セシ御國製ノ家屋ニ於テ陶器織物漆器銅器其外細少ノ物品迄賣捌キシ所家屋ノ風流ナルト御國品ノ珍重ナルトヲ愛シ觀客群集シ多少其品ヲ購求シテ空手立去ルノ人ハ殆ト之レナキガ如ク且外商ノ内一時ニ數多買求メ退ラ反賣スルモノモ不少是ハ維府商人ノ店ヲ一過シ親シク認メ得タレハ疑ヲ容レサル處ナリサレハ品評モ隨テ高ク眞ニ聲價ヲ得ルト言フヘキカ當時英國事務官長ラーベンヨリ同國アレキサンドルバルク會社ノ企望ナル由ヲ以テ右家屋ヲ同國首府倫頓ニ移シ此家屋ニ於テ我物品ヲ賣鬻カントシ先ツ家屋ヲ求メ度トノ談判ヲ來シタリ茲ニ於テ神社樂殿左右二箇ノ商店 及ヒ園中ノ燈籠木石等一切ノ價到底六百ポンドト決定シ運送ノ冗費ハ我ニ於テ關係ナキノ旨ヲ以テ談判行届キ(略)(今後ノ輸出する物産については)畢竟彼ノ懇願眼目トスル處ハ今度博覽會へ陳列セシモノ、如ク何レモ精妙ニ出來加フルニ物品ニ我官府ノ印ヲ鈴シ英國ニ取寄せ夫ヨリ歐洲各所へ分配廣ク賣捌キ度トノ意ニテ獨專賣ヲ要スルニアリト雖モ此儀ハ大ニ外各國ニ差響キ且官府於テ商法ヲ要スルニアリト雖トモ此儀ハ大ニ外各國ニ差響キ且官府於テ商法ヲ營ムノ筋ニ當レハ断然相断リ(略)幸ヒ當府へ召連來候商人共ノ内 新ニ會社ヲ結ヒ廣ク商法ヲ營ムヘキノ企アリテ社名ヲ工商會社と號シ工商合併極テ良好ノ物ヲ製造シ外國人ニ信義ヲ取り永ク商法繁營ノ道ヲ開度 就テハアレキサンドルバルク

社中へ差送ルヘキ物品ハ工商會社ニテ引受製造ノ諸品精良ニシテ價適當ナルヘキモノヘハ博覽會事務官ニテ検査ノ印ニ調シ度旨願出(略)

〔大政類典〕第二編、第百六十一卷 第三類、産業十 商業三

明治六年十月

英國アレキサンドルバルク會社へ建物賣渡、及ヒ工商會社ヨリ御國品差送方ノ顛末書)

(四)

本社仕入物品代壹ヶ年凡積高并右仕入ニ附資本金見込高左ノ通

- 一、金壹萬四仟圓 蒔繪電筒小盒 其外仕入高
- 一、金壹萬五仟圓 東京西京會津其外木地職塗師 蒔繪職一閑張職等手附金
- 一、金六仟圓 蒔繪諸具古物并 出來合品仕入高
- 一、金五仟圓 重ニ現金買ニ附手附 金ト違資金餘分入用
- 一、金壹萬貳仟圓 銅鑄器及七寶各種東京加賀高岡 西京佐渡尾張其外ノ製品仕入高
- 一、金四仟圓 右諸國會社并 職工へ手附金
- 一、金四仟圓 古銅器仕入高
- 一、金八仟圓 寄木竹木細 工類仕入高
- 一、金八仟圓 靜岡有馬其外卜瀨 等ノ職工へ手附金
- 一、金八仟圓 紐組文房具小間物象牙細工 扇傘齒磨繪手遊類仕入高

此資本金參仟圓 西京東京其他諸職工へ手附金

一、金七仟圓 織物縫物組物類仕入高

此資本金參仟圓 西京東京郡内等ノ諸工商へ手附金

一、金八仟五百圓 陶器繪附所製造高

此資本金四仟五百圓 白地陶器代地金并打手間画具其外手間代手附共

内貳仟五百圓ハ既ニ拂出シ候分

一、金壹萬貳仟圓 各縣陶器仕入高

此資本金五仟圓 有田三河内尾張淡路西京九谷薩摩等へ手附金

内金參仟圓ハ既ニ拂出シ候分

一、金貳仟圓 紅茶明年新製仕入高

此資本金仟五百圓 青葉買附元手

(以下略)

〔大政類典〕第二編 第三類 産業十 商業三 明治七年 起立
工商會社の明治八年仕入予定品)

(五)

先般略申上置候通り澳國博覽會江出品之末御持帰品其外佛國郵船會社江托シ廻送致シ候處香港ニテ積換候ニール船沈没致シ候ニ附私儀帰程之節佛國マルセルニ於テ同社管長へ懇ニ談判ヲ遂ケ右船貨即波尔サイド港ヨリ横濱迄之貨銀取戻方申談候處彼ニ於テ終ニ承諾致シ此程

洋銀貳千三百七拾ドル八拾セント返却致シ候儀ニ御座候然處官許ヲ經右博覽會へ出品致シ候物ハ素ヨリ十分保護不被成遺候テハ難相成筈ニ附ニール船ヨリ無難ニ引揚方出來候分ハ格別其他ハ代品又ハ代價ヲ以御償却被成遺度就テハ前頭金額ハ右費用ニ差加可申存候右御許可之上ハ處分之儀内務省へ照會可致此段相同候也

元澳國博覽會副總裁

明治八年十月十二日 議官 佐野常民

〔公文録〕寮局 明治八年十二月 澳國博覽會殘務取扱

(六)

臣利通敬テ白ス陛下勅聖至徳ノ治深ク民産ノ興隆ヲ慮リ爰ニ内國勸業ノ博覽會ヲ開ク維レ時明治十年八月二十一日會場ノ建築成ルヲ告ケ貨物ノ陳列完キヲ稟シ鸞車親臨開場ノ盛典ヲ舉グ伏シテ惟レバ博覽會ノ効績タル大ニ農工ノ技藝ヲ奨シ殊ニ知識ノ開達ヲ資ケ随テ貿易ノ宏圖ヲ介シ以テ國家ノ殷富ヲ致ス陛下勅聖至徳ノ治夙ク己ニ此ノ典ヲ擧グ信ニ偉ナリト頌スベシ而シテ退テ會場ニ觀ル陳列ノ品類殆ンド四方品主ノ員數ニ万ニ近シ其産出ノ佳製作ノ美己ニ其業ノ奨励ヲ徵ス將來興隆殷富ノ期果シテ立テ咲ツベキナリ矣ニ此民ノ祖勉ナル能ク其奮勵ノ効ヲ表ス陛下勅聖至徳ノ治蚤ク己ニ其徵ヲ得ル豈亦偉ナリト頌セザ

ルベケンヤ嗚呼斯ク億兆幸ニ奎運炳昭ノ時ニ遭ヒ万貨爛熳ノ場ニ遊ビ
觀覽以テ其智ヲ進メ討究以テ其識ヲ伸ブ熟レカ感喜振興シテ陛下叡聖
至德ノ治ニ報ヒ以テ不續ヲ賛セザラン臣謹デ會場區劃圖及ビ出品目錄
ヲ奉至シ仰テ陛下叡聖至德ノ治ヲ頌ス

明治十年八月二十一日 内務卿 大久保利通

(第一回内國勸業博覽會 内務卿奏上祝文)

(七)

工藝志科序

勸勵工藝、而利國用焉、殖貨財焉、治國者之所宜尤急矣、
而博覽會者、所以開人智誠、盛工藝事也、歐洲各國稱爲文明者、
蓋因斯道而弘焉、富國強兵之計實基于此、其事之鄭重可知矣、
明年五月、佛蘭西國將博覽會於巴里府、通告之西方、我邦以同
盟國特差使臣、齎物品數百而赴焉、此行不唯爲觀美而已、欲
有以勸勵我工藝也、夫工藝之事關於國大矣、其沿革盛衰之迹、不
可不考究諸平日、而未有一書會萃而錄之、如歐洲各國者、豈
非缺典乎、今茲九月、官命於博物院編纂工藝之事、而併致之佛
國、彼是有所考據焉、然事出倉卒、日期迫、暇勉從事纔脫其稿、
乃名曰工藝志料、謹案我邦工藝之事、大抵備于上古、考之載籍、證
之古物、歷々可徵焉、鎌倉霸府以降、數經世亂、文物拂地、史冊散逸、

事難考徵者亦不爲少、雖然考古徵今、參之野乘、旁採口碑、
則沿革盛衰之迹亦可得而言也、今舉其工藝之重且大者、分爲七門、
日織工、日石工、日陶工、日革工、日金工、日漆工、釐爲十卷、於沿革盛
衰之迹、非謂盡之也、聊述其大綱而已、若夫廣搜博採、事實詳明、
則將俟他日而完焉、黑川眞頼實專任事、予爲之參閱、乃略敘其
事、置之卷首、

明治十年十二月二十八日 村山徳淳撰

工藝志料序

本邦諸工藝の起るや遠く太古にあり、織工石工陶工本工金工事角工
則是也、又其の起る所太古にあるべくして而して其の事迹の詳ならざ
るものあり、漆工畫工則是なり、又應神天皇より以後數百年の間に起
りて而して其の事迹の詳ならざるものあり、紙工則是なり、而して諸
工人の各其の業を傳へて今日に至るや、其の巧に進むに遲速なきこと
能はず、是に於いて今茲明治十年九月、官命じて博物院に於いて本邦
の諸工藝の起源及其の業の盛衰を考へ、其の巧の進否を搜り以て撰録
せしむ、是明年五月佛蘭西國博覽會の舉あるを以て、其の沿革を詳に
して、其の出品と共にこれに供せむが爲なり、故に本年九月に筆を起
し十二月の下旬に至り、百十餘日を経て脱稿する所のものには則織工石
工陶工木工革工漆工及金工の部内の刀劔なり、其の他角工紙工畫工の
三部は未成らずして、今歳餘す所の日子僅に三日のみ、因りて筆を此

に攔きて、既に草せるものを校讀して以て浄書に附す、凡べて十卷、名づけて工藝志料といふ、角工紙工畫工の稿及金工の部の殘編は他日これを就して、以て其の闕けたるを補ひて其の部を全くせむ、抑て此の擧や事倉卒に出づるを以て、遺漏少なかるべからず、過失も亦隨ひて多かるべし、希はくは識者を正さむことを、

明治十年十二月廿八日 黒川眞賴識

(八)

大藏省へ達

別紙内務省伺佛國ニール號船積荷沈没品見積代價ヲ以テ償却方ノ儀聞届候條該金本年備金ノ内ヨリ渡方可取計此旨相達候事

内務省伺

一、金貳仟百六圓六拾六錢七厘

内譯、金拾五圓 古谷山水石 出品人 福田業敬 金參百四拾壹

圓六拾六錢七厘 銀台子 附屬品 出品人 松平賴總 但台子ノ内別紙條書ノ

通引揚ケ相成候ニ附引揚殘品ヲ三分ノ額ニ見積リ本行ノ通御下附相成

度候

金百七拾五圓 銀盃一口水次 同 同人

金五拾圓 梨子地蒔繪細太刀 出品人 防城俊政

金百貳拾圓 螺細太刀 此分代納附 出品人 同人

金七拾圓 梨子地蒔繪 野太刀 同 同人

金五拾圓 鞘卷太刀 同 同人

金七拾圓 太刀一腰 出品人 町田久成

金仟圓 政子手筥背貝 蒔繪一箇 出品主 鎌倉八幡宮

金拾五圓 蒔繪小香筥 同 同社

金貳百圓 銀作兵庫鎖太刀 同 同社

右佛國ニール號沈没船ノ儀ニ附去ル明治十一年九月十六日附ヲ以上棟候處同年十一月二十六日附ヲ以御聞届相成其際該船荷物採揚方引續着手致居候處近年ニ至リ候テハ最早廢業同様ニテ此未引揚方相始候ト雖モ悉皆損敗致シ廢物ニ屬シ到底出品主ヘ可下渡程ノ品ニ無之儀ト助考致候間該見積ノ通本人共ヘ夫々金額下渡候外無之ニ附前書ノ金額當省ヘ別途御下附有之度即書類相添此段相伺候也

十五年六月九日

伺ノ趣聞届候事

明治十五年八月十六日

(内務省伺 佛國一八號航積荷沈没品見積代價) 明治十五年八月

(九)

美術工藝ノ現狀ヲ考察スルニ七寶、陶、磁、織物、繡物、漆器、木工ノ

類ハ精巧緻密或ハ古製ニ凌駕スルモノナキニ非ス然レトモ其圖案ハ一様ニ不完全ナルモノ、如シ蓋シ圖案ノ要ハ先ツ其實用に基キ次に材料ニ應シ以テ形狀ヲ定メ而シテ後ニ裝飾ヲ付スルニ在リテ紋様ノ華麗ナル手工ノ纖巧ナルハ總テ金體リ形狀ニ伴ハサルヘカラス然レトモ世間往々本來ヲ混亂シ主トシテ裝飾ノ巧拙ニ着目シテ實用ノ如何ニ注意セズ其結果タル詭形怪狀實用ニ遠キノ贅物ヲ作ルモノアリ内國ニ在テハ固ヨリ座右ノ常品タラス外邦ニ在テハ席上ノ玩物タルニ過キス此レ豈ニ美術工藝ノ眞相ヲ得タル者トセンヤ且今日ノ美術工藝ノ種類ハ僅ニ世人需要ノ一分ニ從事スルニ過キス美術商業モ亦從テ活潑ノ商機ニ投シ廣大ノ商權ヲ占ムルコトヲ得ス故ニ美術工藝ノ將來ハ其種類ノ全部ヲ窮究シ更ニ商業ノ擴張ヲ謀リ全世界ノ大市場ニ上リ其權衡ヲ爭ヒ輪廠ヲ決セサル可カラサルナリ

『國華』第壹號「國華」明治二十二年

(十)

蒔繪ハ本邦ノ創意ニシテ支那三韓ノ法ヲ傳ヘシニハ非ラス予明治十五年十月公命ヲ奉ジテ大和國奈良東大寺正倉院ノ御物ヲ檢閲セシニ其中ニ聖武天皇ノ御物ト云ヘル銀裝太刀一口アリ其ノ鞘ニ末金ヲ以テ鳥獸花卉ヲ作レリ其ノ製作ノ方法ハ後世ノ蒔繪ニ異ナラス但其ノ末金ノ粗キノミ所謂ルヤスリ粉ニテヒラメ蒔繪ニ似トシテ磨出蒔繪ニセルモノナ

リ是ヲ後世五六百年前ノ蒔繪ト比較スルニ其ノ體裁同シカラス是レ本邦ニ於テ蒔繪ノ權輿トモ云フヘキモノナラン因テ天平勝寶八歲六月廿一日ノ東大寺獻物帳ヲ檢スルニ金銀鈿裝唐太刀刃長二尺六寸四分、鋒者兩刃、鮫皮把作山形、葛形裁文、鞘末金鏤作、白皮懸紫皮帶執黑紫羅帶、緋地高麗錦袋淺緣綾裏ト見エタルヲ按スルニ此ノ太刀ハ唐ノ太宗ヨリ玄宗ニ至ル間ニシテ彼ノ國ヨリ我邦ニ獻セシ所ノモノナリ鞘末金鏤トアルハ末金を鏤メタルニテ繪ヲ作リタルニ非ラス帳ニ華文ノ事ヲ記サハルトアキニテモ蒔繪ニアラサルコトヲケシ本邦ニテ所謂ル平塵ナリ平塵ハ後世ニ所謂ル梨子地ナリ

(黒川眞頼「蒔繪說」『國華』七號 明治二十三年四月)

(十一)

今上改新ノ詔ヲ下シタマヒテヨリ以來ハ天下ノ事物モ悉ク改マリ從テ學事モ進ミ來ルママニ古代ノ事ヲ考フルコトモ古人ノ知ラサル事ヲ考ヘ得ルコト少カラス其ノ故ハ元祿七年撰ノ和漢諸道具見知鈔ナル蒔繪時代付目錄ノ條ニ聖武時代トアリテ其ノ文ニ云ハク塗蒔繪唐物に似たり至りて古代なる故是を上代物と云ふ但し聖武時代の蒔繪にてはなしされとも東大寺などの經箱の身蓋等にかきたるもの有て重寶となる澤山なる物にはあらずアルカ如キハ今日ニ於テハ取ルニ足ラサル説ナリ此ノ和漢諸道具見知鈔ハ萬寶全書ニ収メタレハ誰モ誰モ取り見ル書ナレハ其ノ信スヘカラサルフシヲ辨セスハアル可カラス聖武

時代ト云ヘルト聖武時代ノ蒔繪物ニテハ無シトアルヲ思フニ世ニ聖武
時代ノ蒔繪ト稱スルモノハアレトモ其ハ聖武時代ノ蒔繪ニテハナクシ
テ後世ノモノナリト云ヘルナリ此ノ説甚非ナリ聖武天皇御宇蒔繪ノ巧
ノアリシコトハ今モ東大寺正倉院ニ傳ハル所ノ天皇ノ御太刀ノ鞘ノ鳥
獸花卉ノ蒔繪ヲ見テモ知ルヘシ此ノ書ヲ撰ム當時ハ寶庫ノ御物ハ見ル
コトノ能ハヌモノナリケレハ心モツカスシテ斯ハ云ヘルナランヌ聖武
時代ノ蒔繪ハ唐物ニ似タリト云ヘルト是モ亦非ナリ支那隋唐ノ代ニハ
彼ニハ蒔繪ハアラサリシコトハ既ニ上文ニ云ヘルカ如シヌ支那ニ於テ
モ明日ヨリ以後蒔繪ヲ作ルコトアレトモ聖武天皇時代ノ蒔繪トハ甚異
ナルモノナリ

〔蒔繪説〕黒川眞頼『國華』八號 明治二十三年五月

(十一)

日本漆工會規則

第一章 目的

- 第一条 本會ノ目的ハ我邦蒔繪ヲ首メ漆工一般ノ開進ヲ圖ルニ在リ
- 第二条 本會ハ仮リニ事務所ヲ淺草區馬道町七丁目壹番地ニ設ク
- 第三条 本會ノ規則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ變更スルコトヲ
得ス
- 第四条 會員ハ集會ノ時必ス會員章ヲ佩フ可シ

(中略)

第四章 事業

第二十一条 本會ノ事業ハ左ノ如シ

- 一、隔年一回競技會ヲ開ク事
- 二、報告雜誌類ヲ刊行スル事
- 三、工作上及商業上ノ事項ヲ研究スル事
- 四、漆工ニ必要ナル圖書ヲ採収スル事
- 五、地方ノ同業者ト通信往復ノ途ヲ開ク事
- 六、會員ノ製品ヲ蒐集陳列シテ衆覽ニ供スル事
- 七、漆工ニ關スル講義ヲ為ス事
- 八、器物ヲ携帶開示シテ互ニ智識ヲ交換スル事

但以上各項中重大ナルモノハ本會ノ都合ヲ以テ漸次着手ス

第二十二條 本會若クハ會員ノ名ヲ以テ營利事業ヲ為スコトヲ得ス

(下略)

明治二十三年十一月 日本漆工會

- 會頭 品川弥次郎 副會頭 野村素介 齊藤修一郎 幹事 山本五
郎 阪田春雄 平島精一 會員 小川松民 川之辺一朝 田邊源助
植松弥吉 芳川公眞 柴田令哉 池田泰真 小林徳太郎 田中増次
郎 清川伊之助 石橋宗次郎 白山松哉 長谷川宗永 等三百余名

(十三)

もろ／＼のたくみのわざに、もろ／＼の道あり、そのみち／＼を數ふれば、いと多かり、そのみち／＼の又さま／＼に分るゝに至りては、數へも盡すべからず、さて其みち／＼によりて作りて作と出なるもの、中、世に勝れたる手人の心高きが作り出でたるは、其くらゐ高く、尊く、世におしなべたる手人の心低きが作り出たるは、そのものしなおくれていやし、これおのづからのことわりなり、されば心高きが作り出でたるものは、たれも／＼深く藏の中にをさめて、たからものとして、みだりには手もふれず、心低きが作り出でたるものは常に家の中にとりいで、誰が手にもならざるゝものとなる、これたからものと世の常のものといでまうて來るゆゑになむありける、このたび横井時冬ぬしのおつめえらばれたる工藝鏡は、もろ／＼のみち／＼によりて、もろ／＼の手人たちを分ち、その人たちの中に殊に世にすぐれて、心高きかぎりを、とりいで、それが一世のことゝもを、まさやかにしるし出たるは、いとねもころなるしわざとやいはまし、さては其手人たちの作りとつくりいでたる、よろづのものゝくらゐも、いよくたかくたふとく、世にはかかやきなんものぞ

(黒川眞頼『工藝鏡』序 明治二十七年十二月十三日)

(十四)

古來邦國文明ノ進展ヲ圖ルモノ悉ク人工發育ノ妙機靈用ニアルノミ即チ美術ノ妙技特藝ニ因ラザルベカラズ試ニ羅馬ノ都市ニ於ケル一塊ノ土石ト雖モ皆歴史ヲ有スルモノナリ其古昔歐洲明化ノ盛ナル中心タルヲ聯想セズンバアラズ克ク一國ノ特性ヲ發揮シ眞個妙數ヲ帶保スルモノ所謂文明ノ域ニ進達セシモノト云フベシ

果シテ然ラバ國家ノ存立上美術工藝ノ進達審研ヲ要スル必然ニシテ其密接抱合セルモノ亦漆器アルナリ蓋シ上長ト云フベシ然リ而シテ其成育ハ如何ン紀元二百七十年即チ考安天皇ノ御宇ニ其官ヲ置カレ天平、延暦ノ頃大寶合ヲ領布セラレ大井ニ漆器技工ノ獎勵ヲナサシメ給ヒシト其後日二月ニ榮ヘタリト云フモ或ハ一日衰ヘ進退百度以テ沿革ヲ造レリ以上ノ如ク不知想夢既ニシテ十指ヲ算ヘタリ然レドモ其間振興策未ダ覺エザリシモ天恵ノ逸品出デ、以テ御物トナリ其光輝ヲ重ネタルアリ維新ノ際天下一變シテ貴製逸作何レニカ斯界ハ燈火ヲ要ストナリ又然ルニ漸々國運長足ノ進歩ニ連レ一面有志ノ盡聲出デ、以テ茲ニ存セリ其後國權上二次ノ干戈ヲ動カシ光威ヲ發揚セルニ伴ヒ斯界沈勢ノ挽回シタルヲ見ルト云ハザルベカラズ然レドモ尚不振ノ悲趣アルアリ實ニ吾人同士ノ遺憾トスル處亦同情同感ノ士鈔シトセザルヲ確認ス加之近來美術工藝ヲ談ズル者口ヲ開ケバ即チ漆器ヲ云フ國益ヲ語ル者又漆器ヲ云フ何レモ漆器ノ念アルト雖モ其云フ者既ニ一知ノ人多ク聞ク

者亦半解ヲ以テ傳ヘザル人少シ其義ヲ模糊ニ屬シテ其用ヲ妥當ナラシ
 メムトスルヤ甚難シトセン談ズル人語ル人宜敷幣説ヲ棄テ以テ其要素
 タル一責任ヲ顧ミルノ必要トセン然リ方今吾邦漆器ノ歐米諸國ニ對シ
 遜色アルモ尚且ツ外人ノ囑望スルモノ其能ク眞美技工ノ異彩ヲ看取シ
 炯眼以テ特長優越ノ妙点ヲ認識シ審究注視スルモノ誠ニ寒心ニ耐エザ
 ルナリ今ヤ斯界最緊要ノ時機吾人同情ノ士ハ袖手傍觀スルノ時ニアラ
 ズ奮勵刻苦能ク國光ニ照シ錦上美花ヲ裝フモノ亦重要ノ責務ナリトス
 況ンヤ吾京都ノ如キハ吾邦文明ノ源泉タル世亦定論アリ即チ山紫水明
 自然美ヲナセリ必ズ其製作ノ上ニ優美、高尚、品位ノ備ハザルニ於テ
 ハ又何地ニカアラン茲ニ於テカ吾人聊カ時世ヲ鑑ミ地ノ天恵ナルヲ感
 ジ有志ニ謀リ漆器界ト題シ小冊子ノ發刊ヲ企畫シ斯業ノ上向發展ニ資
 セントス地ヲ京都ニトシ朝野有識大技ノ名士ニ接シテ卓見高説ヲ仰ギ
 一面當局者ノ技能ヲ現ハシ、古物參考品ヲ評論シ及ヒ漆器時繪ノ本領
 タル圖案ヲ解キ普ク斯界當事者トシテ研究スベキ材料記事ヲ聚集報道
 シ以テ漆器世界ノ木鐸タラントスニ有リ要ハ協心戮力斯界ノ發展ヲ期
 セシムルニ外ナラズ吾曹今ハ不識淺才ヲ省ミルニ暇ナシ幸ニ同情ヲ垂
 レラレ指導ヲ得バ冊子ノ幸福之ニ過ギザルナリ

(漆器界(雜誌)發刊趣旨 光孚 晴水合述)『漆器界』京都漆工青
 年會々報 明治四十二年八月三十日)

漆器は從來我國の重要物産と稱せられ其海外に輸出せられし者頗る

多なりしが近來に至り其輸出額は年々減退の趨勢ありて現に昨四十一年の如きは一昨四十年に比し實に六十八萬五千四百八十圓を減少せり
 事主なる原因は近時内國に於ける物價の騰貴に伴ひ工賃の高まれるに
 反し在留外商が海外よりの註文引受上互に競争する結果本邦製造業者
 に向い適當せざる安價にて註文をなすため之が製作者に於ては製造上
 勢ひ粗雜に陥り品質次第に粗惡となり殆ど或る一方にては實用に供す
 べからざるに至りしため其需用者の自然に倦厭の念を起すと同時に外
 國競争品のために厭倒せられて遂に販路の少なるに至りし者にて其結
 果は内地の各産地に於ても自然に斯業衰退を來たし製造業者の數は漸
 時減少せんとするの傾向ありて横濱の如きは職工の數目下從前の半數
 に減じ紀州、静岡供に從前の三分の一は減じたるを見るに至り而し
 て漆器の輸出せらるゝ重なる國名及び四十一年度に於ける輸出價格を
 摘録すれば左の如し

●英吉利 一六九、五八三 ●佛蘭西 一四五、三〇四 ●獨逸
 一三九、三一三 ●北米合衆國 一一六、二七九 ●韓國 三七、八
 三七 ●清國 三三、五七七 ●伊太利 三九、六〇四 ●濠州 三
 八、七四二 ●香港 三〇、一八七

以上の如く漆器の如く漆器の重なる輸出國は英、佛、獨、米の四ヶ
 國にして何れも昨年の輸出價格は一昨年比して著しく減少を呈せり
 以上の如く我國に於て粗製濫造の結果外國需用者の嗜好に適せず從
 て外國競争品のため排斥せられたるものなることを俟たざる處なり

故に此際當業者は共同一致して速に斯業の改良を圖るにあらざれば遂に漆器海外輸出の趨勢を挽回すること能はざるに至るべしと云ふにあり

〔漆器輸出の趨勢〕『漆器界』第三號 明治四十二年十月二十九日

(十五)

予か此人名録をもせしは去る三十年の頃某會社に勤務の餘暇古書雜誌の類又は識者の教に因り書き集め置くものにして只我娛樂的參考の書として座右に置くを一日友人某の見る處となり而して曰く此書單に個人の娛樂に止めんは非なりよろしく上梓して博く參考に資すへしと且曰く斯業に従事するの青年は業務に忙殺せられ到底諸種の書籍を繙くの機や少なからん第一之か煩を省き時を實習に代へんには此書理想に近く益する處尠しとせずと然れとも予元より斯る慮り無く加るに之を公にせん事予の尤も耻ずる所なればと固辞する事再三なりしも勸告の切なる遂に止む無く友人の意に従ひ手記の儘氏に任ねて上梓する事となしめ尚後日識者の教を待て改訂増補完全の域に近からしめん事を期す

(高木如水『古今漆工通覽』緒言 明治四十四年十二月)

(十六)

近來工藝美術は漸次面目一新の感がある。特に帝展に第四部の設置されしより一層斯の感を深くせられる。

蓋、工藝美術は鑑賞を併せて實用の上より、人間生活に最も重大なる關係を有し、且つ多量生産の源泉となり、流行の素を作すものなれば其消長は國家産業の上にも密接の關係を有し、一日も等閑に附す可からざるものである。

此時に方り本書の發行せらるゝは工藝家相互の便宜は云ふ迄もなく世間的に廣く各工藝の家の閱歴と特長とを知らしむるを得、随つて工藝の普及發達に資することの大なるを信ずる、依て聊か一言を吐囀して其序となす。

(正木直彦『日本工藝名鑑』序 昭和四年十二月 美術日報社)

(十七)

- 伊藤春三 漆工、帝展上選 石井倣夫 漆藝、號青士、帝展上選
磯矢完山 漆工、明治八年大阪市生 東美卒業 市嶋喜代二 漆工
三九 稻井玉甫 漆工、京都府高田町雜司ヶ谷三四七 井田宣秋 漆工、京都市松原廣道東
山 漆工、東京市本郷區駒込蓬萊町六 飯川隆吉 漆工、東京市外濠野川町上中里二〇 伊藤
缺三郎 漆工、東京都芝區濱松町一ノ一五 岩瀬尚美 漆工、東京市外代々木上原一三三二

蓮花宗二 高岡市商品陳列所内 本多彦太郎 漆工 東京市淺草區北清島町七七 堀

井正文 漆工、通稱政吉、明治十二年高岡市生 東京府下中新井村字中一〇〇〇 本

間藤華 漆工 東京市外上落合七四〇 德力彦之助 漆工、明治三十八年京都生、美工

校卒 京都府外太秦村 太田自適 漆工、通稱守治郎、明治廿二年盛岡生 東京府下大崎

町桐ヶ谷二八〇〇 岡部昇三 漆工 東京市芝區愛宕町一ノ二 奥村霞城 漆工 京都市五條

阪東山線二丁東 川之邊一朋 漆工、通稱豐三郎、明治十三年生 加藤居山

漆工、山形生、師赤塚、日本美術院修 河面冬山 時繪、通稱冬一、東京美術學校卒

東京市牛込區赤城元町二三 河合秀甫 漆工 東京市京橋區南鍛冶町一五 河野

各會員 漆友會 漆工 東京市下谷區谷中清水町九 河合靜山 漆工 東京市麻布區飯倉片町七

虎雄 漆工 東京市外板橋八〇一 吉野富雄 漆工 東京府南葛飾郡新宿村下河原 吉田源十郎

漆工、帝展上選 漆工 東京市外傳馬町三七四〇 横堀自入 漆工、通稱鎌光、明治三年東京生

漆工 東京市外中野町本郷四七〇 吉田包春 漆工、通稱德藏、師保井抱牛、正倉院御物

一六 漆工、明治三十一年新潟縣生 漆工、天平時其他古代漆器を研究、奈良市東大寺境内水門町 吉田醇

一郎 師敬中包美、帝展上選、東京市日本橋區米澤町一ノ五石田方 高井白陽

漆工、通稱榮四郎、明治廿八年新潟生 竹園自耕 蒔繪、帝展

東京美術學校卒業、帝展上選、東京府下野方町下沼袋二八七 石川縣輪島

上選 田口啓次郎 漆工、東京美術學校卒業、東京市外長崎町大和田二三五 高井泰令 漆工 東京市外駒澤村

町 漆工 東京市淺草區小島町五七 多畑宗哉 漆工 東京市外上駒

上馬引七五六 高橋清太郎 漆工 漆工 東京市外日暮里町元金杉六四九 高中美文 漆工 金澤

込三九七井上邸内 高橋晴明 漆工 和歌山縣黒江町漆器學校内 高木丈眞 漆工 東京市下谷

市宗叔二番町八 武谷富造 漆工 漆工 東京市外千駄ヶ谷原宿二九〇 竹内泉石 漆工 東京外

區上野櫻木町二〇 高山高明 漆工 漆工、通稱善三郎、明治十四年島根縣生

駒澤町野澤九一 鶴原鶴羽 師池田泉哉、帝展上選、名古屋市五手藏町三ノ一 都

筑幸哉 師池田泰眞 漆工、月尾慶水 漆工 東京市外駒澤新町稲荷丸一九五

堆朱楊成 漆工、明治十三年東京生 堆朱の技を以て當代の權威とさる 東京市外田端四三〇 常本信藏

漆工 福島縣若松市築町三 中川哲哉 蒔繪、通稱普彌、明治三十年山形縣生

明町八三 中村秋清 漆工 東京市外尾久町上尾久六七九 永田習水 漆工 東京市本郷區富

士前町四三 中谷喜男 漆工 東京市下谷區西町三八ノ一 中野義雄 漆工、帝展上選

梅澤隆眞 漆工、通稱順三郎、明治七年東京生、帝展上選 山崎覺太郎 漆工

工、北堂と號す、明治三十二年富山縣生、東京美術學校卒業 山永可光 漆工

校助教、帝展上選、東京府下池袋一〇六四 柳澤一抱 漆工 東京市小石川區白山御殿町一一〇 丸谷修造 漆工

町五 漆工 下十條原町一五〇五 松田正雄 漆影 漆工 東京市本郷區千駄木町三〇 松田權六 漆工

明治十九年石川縣生、東京美術學校卒業 牧澤松美 漆工 東京市牛込區矢來町七三

教授、東京市下谷區谷中飯町八七 前 大峰 漆工 石川縣輪島町河井 福嶋泰哉 漆工、帝展上選

俊 漆工 東京市外平塚村蛇窪六九一 二木成抱 漆工 漆工 東京市外野方町上沼袋七四 深木正

漆工 東京市芝區西久保巴町三三 船本 汀 漆工 漆工 東京市外新井町子母澤九三四 小濱卯

之助 漆工 東京市麴町區元園町一ノ四四 小岩古明 蒔繪、通稱俊、明治十二年下關市

生 東京美術學校卒業、帝展上選、東京市外池袋一六三七 小松芳光 漆工、通稱森作、明治三十六年金澤生

選 漆工 東京市神田區宮本町八 迎田嘉亭 漆工 漆工 京都市新町通一條上ル

三 小西伊之吉 漆工 大阪市天王寺上汐町二ノ五三 小森光藏 漆工 漆工 東京市芝區愛宕町一ノ二

越田尾山 漆工 漆工、明治十四年生、師小西春齊、山本利兵衛

江馬長閑 漆工、京都市上京區田中門前町二ノ一 安

部郁二 漆工、帝展上選、東京市本郷區森川町一新阪 青柳謹齋 漆工

秋葉又四郎 漆工 漆工、帝展上選、東京市下谷區二長町五〇 佐藤陽雲 漆工

七年新潟生、師岩佐芳舟 漆工 漆工、通稱東次郎、明治廿

三六〇 漆工 漆工、帝展上選、東京府下上駒

漆工 漆工、通稱雪、漆工

漆工、日本

美術協會委員 三木表悅 漆工、通稱延、明治十二年福井縣生、師木村表齋、獻
田町北浦田九五八 京都美工院 日本工藝會等會員たり、京都市東堀川六
上作其他佳品を出す 溝口三郎 東京市外千駄ヶ谷町穂田一六四 三田村自芳

漆工 東京市外板橋町土合二〇〇〇 宮川眞江 漆工 東京市麴町區元園町一ノ一九 白石十

光 漆工、通稱浦太郎、明治二十八年埼玉縣生、師保井抱牛、漆藝會々員、東京市下谷區谷中阪町一五 莊司芳眞 漆工、東京市外驛

澤町上馬引七三九 柴田敬哉 漆工、東京市外西ヶ原五二九 廣幡武人 漆工、東京市外野方

町江古田一八五七 守屋松亭 漆工、帝展上選、東京市北豊島郡中新井村市八七八 紋田吉太郎

漆工 東京市淺草區猿屋町七 關 聽風 漆工 東京市京橋區銀座四ノ一三 關口殊峰 漆工

市本郷區森川町一、新阪 鈴木素興 漆工、通稱金弘、明治廿七年高知縣生、師柳本
素石・六角柴水 帝展上選、東京府下中野町本郷五三三

鈴木武一郎 漆工 東京市京橋區弓町一五

〔日本工藝名鑑〕「工藝美術家人名録」より漆工のみ抜粹 昭和四年十二月 美術日報社

(十八)

漆と工藝後援者芳名

男爵 益田孝氏 男爵 團琢磨氏 男爵 大倉喜七郎氏 原富太郎氏 武藤

山治氏 山本条太郎氏 大橋新太郎氏 池田成彬氏 南條金雄氏 田

中平八氏 高松定一氏 高橋彦次郎氏 山澄力藏氏 中村富次郎

氏 伊藤平藏氏 玉井久次郎氏 土橋嘉兵衛氏 戸田彌七氏 伊丹信

太郎氏 岩原謙三氏 牧田環氏 和田正雄氏 小倉常吉氏 藤原銀次

郎氏 前山久吉氏 西脇濟三郎氏 安川雄之助氏 森川勘一郎氏 九

條道秀氏 土屋賢吾氏 山田又市氏 伊藤甲子之介氏 安田善次郎氏

子爵 河鑄實英氏 渡邊旭氏

明治廿三年創立 社團 日本漆工會 伯爵 田中光顯 前會頭 正木直彦

理事 六角注多良 同 手塚千代吉 同 澤口悟一 同 吉野富雄 漆と工藝溝
編纂主任

口三郎 會計 山崎尚三郎

〔漆と工藝〕第三百六十八號 昭和六年十二月廿二日

(十九)

日本國內に於て、蒔繪に對し最も親しみある可き日本人として此の特種な技術に對し充分理解を持つ人が果して八千萬以上の人口の何割に當るであらうか。其の數たるや何割を以て計算し得ざる極く少數のものである事を知るであります。又此の少數な人士の中で、蒔繪に對して特に興味を有するものは、眞の蒔繪愛好家を初めとして、此れに依て生活する蒔繪技術者、又は此れが取扱ひによって利益を得んとする取扱業者であります。但し蒔繪品取扱ひによって利益を得んとする取扱業者の中には、唯單に目前の利益にのみ走り何等蒔繪の將來と云ふ様な事を顧慮せざる輸出業者も居りませう。此等を個々別々に考察するに、蒔繪愛好家は主として骨董的蒔繪品に興味を持ち其の聚集せんとする蒔繪品に對し數千金を投じ、それを自己の所有として愛玩し、又一部の輸出業者は唯安い蒔繪品を輸出して海外に於ける取

引先きを満足せしめ同時に利益を得ると云ふ次第で、多年の進歩發達によって得た現在の蒔繪即ち眞の蒔繪に對し何等の考慮をも為さず、且つ此れに従事せる多數の蒔繪技術者の生活を安定ならしめ以つて日本特有の蒔繪技術の永遠に存続せらるゝ事を思はざるが如くにて、現在を境として蒔繪技術は次第に衰退しつゝあるが如く感じ此のまゝにて推移せんか、他日に於て悔を永遠に残す事になるであらませう。

(略)

然らば覺醒に依つて考究され且つ開發せらる可き點は如何と申すに

一、昭和の蒔繪として將來永遠に残さる可き蒔繪技術の樹立。

一、蒔繪を加工する器物の研究。

一、蒔繪應用範圍の擴張。

右の外尚多々有りませうが私の考察する所は此の三點でありまして、最も重大なる點であると思ひます。即ち昭和の御世に於ける蒔繪として永遠に残さる可き蒔繪技術の樹立が出来たならば、日本美術史上に桃山時代の蒔繪或ひは徳川時代に於ける蒔繪と云ふが如く、一區劃を史上に残す事になり現在並に將來に益する事大なるは明なる所であります。

(和田節治「蒔繪應用品に關する私見」『漆と工藝』第三百七十二號 昭和七年四月)

(二十一)

漆工史に關する限り諸家の引用する文献はよく「工藝志料」から出て居るが、此書は流石黒川博士や柏木貨一郎氏の如き當時の博識の手に成り、博く文献を獵り傳説を集めて今日に至るも、其量に於ては是以上の良書を得る事は出来ない。然し乍ら誤謬と誤釋とは至る處に充満し、出典を示さぬ者も大半を占めそのまゝ借用するときは、單に學者自身の面目を損するのみでなく、無意識の間に世人を誤る罪が甚深い。蓋し、先賢が後進をして懈怠せしめぬ為の老婆心と見る可きか。予の淺學非才なる到底その任では無いが、こゝに感ずる所あるを以て、引用の資料は必ず原品原書に實見したものを撰び、他人の勞をそのまま借りない事にした。従つて未調の者は登載を遠慮したために範圍が狭少である。何卒諸君子の該博なる御指導に疎ち大成を他日に期する次第を讀者幸に諒せよ。

(吉野富雄、「漆と工藝」第三百七十六號、昭和七年八月廿八日)

(二十一)

(前略)併し此等の進歩發達の經過は遺品によりて知ることを得れども、實際は所有者に深く秘藏され公開せらるること稀にして研究の便に乏しい。而して又技術的には文献の徵すべきものなく後世の研究

者には遺憾とする點が少なくない。次に古來我國の工藝に關する技術教育は、直接に指導よりは寧ろ以心傳心と稱し自ら勵み自ら之を體得せしめたのである。殊に甚だしきものに至りては師弟間に於ても技術の眞髓は之を秘密となし、況して之を發表公開するが如きは實に思ひも寄らぬことであつて、今日も尚此遺風は各地に存して一子相傳を實行する地方もある。されば後世に傳ふべき技術に關する文献の稀なりしことは敢て怪しむに足らない。然るに現代に於ては一般に教育の普及發達と共に、漆工に關する技術も亦書籍によりて之を學ばんとする傾向が著しくなつた。之は畢竟時代の要求である。(後略)

(澤口悟一『日本漆工の研究』自序 丸善株式會社 昭和八年五月五日)

(二十一)

我國固有の特技たる漆藝は千數百年の貴き歴史を保ち、我が工藝の王座を占むるものであるが、私共は彼金のピカ萬能の傳統的にきまり切つた文様一型に嵌まつた一變化の少い文様の蒔繪では最早堪能出来ません。もつと構想の雄大、意匠の奇抜、然かも文様に至りては千紫萬紅、實に壯麗華美を極めて、藝術味の潑刺たるものを慾求して止まないのであります。この慾求を尤たさんには勢ひ桃山期を中心とした前後の時代のそれに求むるの外はありません。(略)

此の機會に豪華版壹部を限定し、漆藝に關係なさる方、及び漆藝に興味を持たるゝ大方の諸賢の御賛同を得度左の刊行規定御覽の上此際至急御申込下さる様希望の至で御座います。」

〔時代蒔繪漆集成〕豫約募集廣告 昭和八年十二月)

■片輪車蒔繪手筈は三十萬圓を以て故小倉常吉の有に歸し、土井家の浮線綾蒔繪手筈は三十五萬圓に落札せられて古美術品中の最高價值を發揮しました。上下一千餘年の歴史を有する日本獨特の工藝、全世界から日本の敬稱を以て呼ばるゝ時代蒔繪の單獨圖集が、疾に出づべくして出なかつたのは一種の國辱とも云ふべきでありませう。

■私は皆様の御援助によりまして久しく美術の出版に携はつて居りましたが、今や漸く老境に入りましたので最後の奉仕として今回豪華版時代蒔繪漆集成の出版を企てました。幸ひ諸先生方の御指導によりまして意想外の好果を擧げる事を得ましたのは欣快の至りでありませう。

■何分内容が最高優美の美術品でありますので、用紙から解説包装に至るまで總て日本趣味に一貫させることに致しました。殊に圖版の右方に三分の餘裕を置きましたのは、後日製本の場合を慮つた故で、また解説を一點毎に別丁刷としたのも、完成後分類の自由に使した次第であります。(後略)

(吉野富雄述『時代蒔繪漆集成解説』第壹輯 編輯後記 彩華社)

關字一郎謹白 昭和九年三月三日

(二十二)

本會理事澤口悟一氏の大著「日本漆工の研究」は先般帝國學士院の選に入り、大毎東日賞金を授與せられた。誠に學界の名譽として氏の爲に大いに祝福すべき事である。

〔彙報〕『漆と工藝』第三百九十四號 昭和九年二月

(二十四)

國立漆器研究所設置の急務

去る七月六日商工省は全國に亘って漆工關係官民業者の參集を求めて、輸出漆器に關する懇談會を開き、如何なる漆器が輸出に適するやを諮した處、正木本會々頭の意見を皮切りに、衆口期せずして獨立の國營漆業研究所設置の急務が叫ばれ、其夜の懇親會席上に於ては即刻促進同盟會が結成されるに至った。寔に斯業に取つては大干の雲霓を望むが如くで、積年の希望が時を得て爆發した者と云はねばならぬ。

(略)

而かも從來指導機關となつて居た、試験所、學校、官廳等の施設は一として獨立性を有するものなく、常に他の支配下に利用誅求の具に

供せられたから、代々個々の有益なる研究はあつても、一貫した成果を収むる事なく其時々消滅する状は、我國體窮の大精神にも逆り、このまゝでは無二の國粹美術も永く國家と共に榮えることは遂に期す可らざる處である。試に與げんか、國家の關與する漆業關係事業は、必ずしも少數では無いが、是に對して相當の地位待遇を與へられ、堂々と抱負を主張し得る専門出身者が果して幾人あるか。古美術界然り。現美術界然り。神社造營然り。建築界然り。各研究所然り。學校亦然り。必ずしも人物の缺乏では無いが、外界の壓迫に全然奴隸の扱ひを受けて居るのである。是れが最なる不振の原因で、業者今にして立たずんば、前途は知る可きのみではないか。

即ち他の侵略を蒙らざる獨立の國立研究所を要する所因で、先づ是に因て萬事解決の緒を造るより外はない。業者は舉國一致の決心を以てその實現に邁進するが肝要であらう。(後略)

(吉野富雄、『漆と工藝』第四百二十五號 昭和十一年九月廿五日)

(二十五)

いな、漆器需要の根強さは、今更論證の必要がないのである。蓋し明治以來社會制度乃至生活慣習の全般に於いて歐米化が甚しいさなかであつて、漆器需要は明らかに増大してきたのである。しかし翻つて考へるのに、かゝる過去の狀況をそのまま將來に推しすすめることが

可能だとしても、過去の需要増加趨勢は將來の需要増加のための努力を吾々から免除することを示唆しない。現に、明治年代以降、漆器需要を増加せしめるべく幾多の努力が試みられたのは周知である。なほ、考へ方によれば、漆器需要は夙に根強く且つ全國的に普及してゐるだけ、將來需要の増加は容易でなく、少くとも比率的には遅々たるを免れないと言へないものでもない。歐米流の調度品・器具類に對する需要の増加テンポと漆器需要の増加テンポの比較に想ひを致すならば、この間の狀態は自ら明瞭であらう。

この點からして、漆器工業と言はず、およそわが國固有工業が明治以後海外に新販路を求めたことは、需要處女地の開拓であるから、將來需要の飛躍的增加を將來すべく、誠に賢明であつた。そして海外新販路を見事開拓した陶磁器等と開拓成績の餘り甘ばしくなかつた漆器とに於いて、需要の増加趨勢上著しい差異が生じたことは、改めて述べらるまでもない。

(略)

漆器生産は夙に全國化してゐる。そして漆器生産の全國化はやがて郷土性を形成したのであるが、かゝる郷土性の保持、活用こそ、將來の漆器需要を喚起するに當り肝要のものでなくて何であらう。交通が至便となり、各漆器産地の塗師・蒔繪師等の往來は漸次頻繁である。相互啓發は各自の技術を向上せしめるに寄與するは勿論であるが、半面には折角の郷土性を褪色せしめ、また抹殺しがちである。心なき若

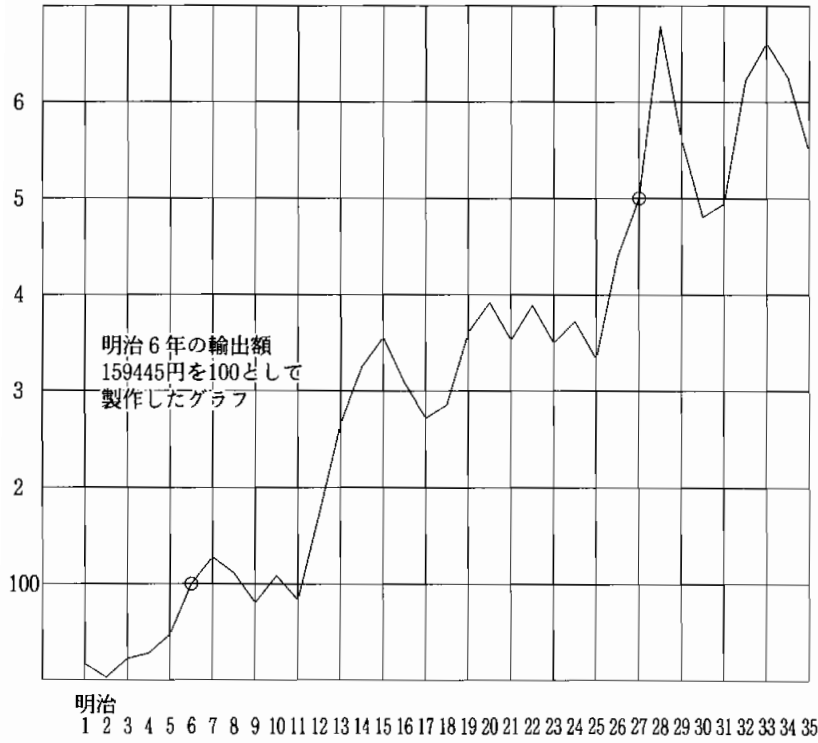
い指導者達の誤つた努力は、かゝる傾向に拍車をかける。製品の千變一律化は近代機械製品の一特徴である。大量生産のためには、かくならざるを得ないのである。大量生産性を元來もち得ない、手工的技術を基礎とする漆器生産に於いて、何故機械製品の愚を模倣する必要があるだろうか。多年に亙り無意識裡に自生した郷土性の形成は、漆器工業の寶物的特徴である。これを捨ててはならない。あくまで活用すべきである。

漆器は趣味品である。如何なる大衆漆器に於いても、趣味品たる性格から脱落することはない。若しこゝから逸脱するならば、そのときにはもはや漆器でなく、單なる着色木製品にすぎないのである。かゝる性格を躍如たらしめるためには、製品の新鮮味・堅牢・そして第三に價格の低廉が漆器生産の標語とされて、然るのである。價格の低廉は近代商品流通社會では、商品生産上の不可缺な條件である。漆器の生産に當り、もとより價格の低廉は期すべきである。だがしかし、製品の新鮮味と堅牢を犠牲とした價格の低廉は、趣味品たる性格を全く殺してしまふ。製品の新鮮味と堅牢が確保される限り、漆器價格の比較的低廉でないことは有恕されるのである。

(磯部喜一著『日本漆器工業論』昭和二十一年八月二十五日 有斐閣)

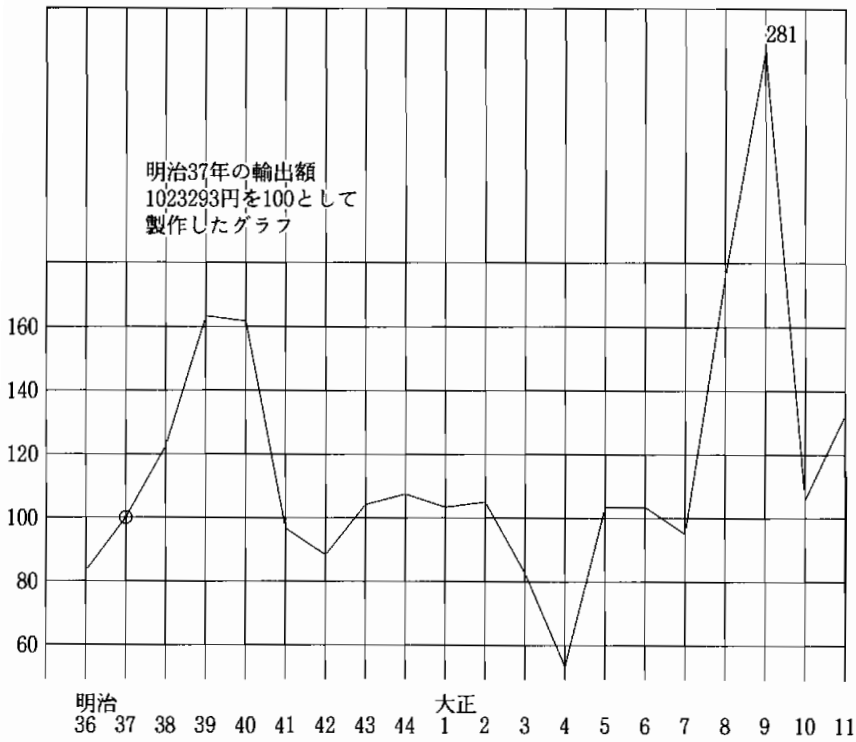
(二二六)

〔明治期の輸出漆器の推移〕

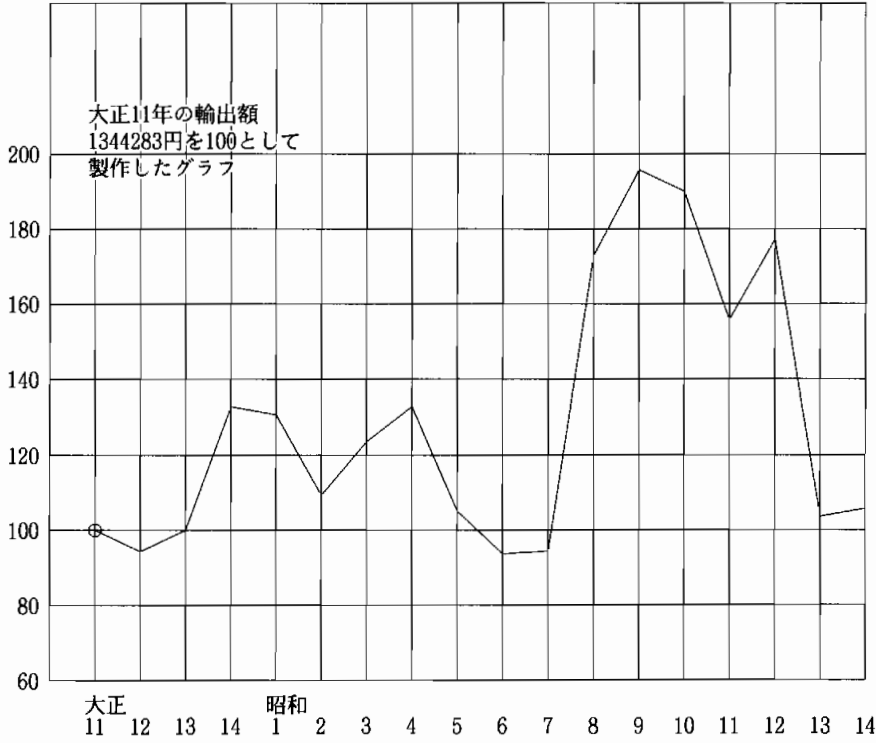


(二二七)

〔日露戦後直前より第一次世界大戦直後までの輸出漆器の推移〕



〈関東大震災直前より第二次世界大戦までの輸出漆器の推移〉



漆の流通量の変化 金沢・高野漆行製作

輸入 (t)	国産 (t)	年
10	72	(明) 1877
9	65	(明) 1892
33	47	(明) 1907
58	29	(大) 1914
103	33	(大) 1919
189	5	(大) 1924
156	6	(昭) 1926
204	4	(昭) 1927
76	3	(昭) 1931
0	8	(昭) 1933

一 説明

- (一) 幕末から明治の漆工芸界を、ヨーロッパ人の眼が鋭くみていること、極端且つモーラスな文章であるが、ある意味では日本人より適格にとらえているので集録した。
- (二) ウィーン万国博覧会にどのようなものを出陳品として明治政府の選択眼についての興味。
- (三) ウィーン万国博覧会後のパビリオン売却方法、そのため現地で会社(起立工商社)の設立。などの明治政府の臨機応変さ。
- (四) その「起立工商社」のウィーン万博の経験をふまえての商品選択とその製作・経費の内訳。
- (五) ウィーン万国博覧会残務取扱とあるが内容は万博出陳品を日本に持帰

る途中、これらの積載した仏国籍船ニール号が伊豆沖で座礁沈没した件への処理報告。鎌倉時代の手箱「離菊蒔絵手箱」（鶴岡八幡宮所蔵）も含まれていた。

(六) 明治政府が国内産業の奨励を計るため開催した「内国勸業博覧会 奏上祝文」

(七) 第二回パリ万国博覧会に日本工芸を紹介するために博物局が黒川真頼に著述させた『工芸志料』の序文。

(八) 前述、ニール号積荷品、見積代価一覧

(九) 我が国初の美術工芸研究誌『国華』一号の辞

(十) 同『国華』七号 黒川真頼「蒔絵説」の書出し

(十一) 同 八号 同

(十二) 輸出漆器に粗製乱雑さが目にあまるものがあり、「日本漆工会」を組織して、これを防止する事につとめる。

(十三) 横井時冬著 我が国初の工芸作者事典の序。（黒川真頼）

(十四) 京都漆工青年会報。『漆器界』発刊趣旨 京都という地にその特質がある。また 三号掲載の「漆器輸出の趨勢」

(十五) 我が国初の漆工人名辞典 高木如水著『古今漆工通貨』

(十六) 本格的現代の緒言 日本工芸作家人名辞典の序（正木直彦述）

(十七) 日本漆工作家を抜粋記述

(十八) 日本漆工会機関誌『漆と工芸』、スポンサー名簿。

(十九) 「ダンヒル・並木蒔絵万年筆」を製作販売していた並木製作所外国

課長、和田節治の輸出蒔絵に関する一私見

(二十) 吉野富雄（東京帝室技芸員）による黒川真頼『工芸志料』批判。

(二十一) 沢口悟一著『日本漆工の研究』の自序 いかにかに漆工史研究書がなかったかが推察出来る。

(二十二) 我が国初の図版漆工集（全二十五輯）の予約募集広告と編集後記

(二十三) 『日本漆工の研究』帝國学士院賞授く。

(二十四) 「国立漆器研究所設置の急務」 現在筆者が同意見の文を記述しても時代錯誤とは思われない。

(二十五) 第二次世界大戦、直後の漆器工業論

(二十六) (二十七) (二十八) 輸出漆器の推移表

(二十九) 漆の流通量の変化表